

第8章 経済的な支援の制度

第1 小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒への就学援助

経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、居住地の区市町村は、学用品費・給食費・医療費等必要な援助を行っている。

(1) 申込先・方法等

居住地の区市町村就学援助担当に問い合わせる。

(2) 対象経費等

ア 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品

イ 義務教育に伴って必要な通学用品

ウ 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの（生活保護法第13条）

1 要保護児童生徒援助費補助金

区市町村が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である児童・生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、区市町村に対し、国がその経費の一部を補助している。

(1) 申込先・方法等

居住地の区市町村就学援助担当に問い合わせる。

(2) 対象費目

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費等

（生活保護法第13条の規定による教育扶助・生活扶助で同様の費目が扶助されている場合は、対象外となる。）

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、昭和46年度から実施された特別支援学校の就学奨励費に準じた補助金である。小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために、区市町村がこの就学奨励事業を行う場合に、国は、予算の範囲内において、その経費の2分の1を補助している。

なお、平成25年度に、通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害のある児童・生徒が特別支援教育就学奨励費補助金の対象に加えられた。

(1) 補助事業

区市町村が、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等に対し、その保護者等の属する世帯の収入額（住民税課税方式による）と需要額（生活保護基準による）の区分に応じ、次表の経費を支給する事業

ア 収入額が需要額の2.5倍未満の世帯の保護者等〔第1・2区分〕支給対象：次表の全経費

ただし、生活保護法による生活扶助若しくは教育扶助が行われている場合又は就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条の規定による要保護者若しくは準要保護者と認定され、就学に係る経費の支給を受けている場合は、一部の経費（職場実習交通費・交流及び共同学習交通費・拡大教材費・通級による指導に係る通学費）を除き、この事業の対象とならない。

イ 収入額が需要額の2.5倍以上の世帯の保護者等〔第3区分〕

支給対象：通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費

(2) 補助対象となる限度額

各区市町村の支給単価が、次表の補助限度単価を超えている場合は、補助限度単価を限度として補助の対象となる。

(3) 申込先・方法等

居住地の区市町村就学奨励費担当に問い合わせる。

令和6年度特別支援教育就学奨励費補助金 国庫補助対象限度額等一覧

小学校及び中学校分（特別支援学級及び通常の学級（ただし、通常の学級は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒に限る。）

経費区分		I II III の別	負担 割合	小・中学校 の別	国庫補助対象限度額 (国庫補助対象額となる限度額)	国庫補助対象額 (国庫補助対象限度額の 範囲内で地方公共団体が保 護者等に給与した額)	国庫補助額 (国庫補助対象額の1/2の額)
学校給食費		I II	1/2	小・中学校	実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
		III	—	—	—	—	—
交通費	通学費	I II	10/10	小・中学校	実費	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
		III	1/2		実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
	職場実習費	I II	10/10	中学校	実費	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
		III	1/2		実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
	交流及び共同学習費	I II	10/10	小・中学校	実費	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
		III	1/2		実費の1/2	地方公共団体の給与額	地方公共団体の給与額の1/2
修学旅行費	修学旅行費	I II	1/2	小学校	10,790 円まで (※注)	10,790 円まで	5,395 円まで
		III	—	中学校	28,860円まで (※注)	28,860 円まで	14,430 円まで
	校外活動参加費 (宿泊なし)	I II	1/2	小学校	800円まで (※注)	800 円まで	400 円まで
		III	—	中学校	1,155円まで (※注)	1,155 円まで	577.5 円まで
	校外活動参加費 (宿泊あり)	I II	1/2	小学校	1,845円まで (※注)	1,845 円まで	922.5 円まで
		III	—	中学校	3,105円まで (※注)	3,105 円まで	1,552.5 円まで
学用品購入費	学用品・通学用品購入費	I II	1/2	小学校	5,820 円まで (※注)	5,820 円まで	2,910 円まで
		III	—	中学校	11,370 円まで (※注)	11,370 円まで	5,685 円まで
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	I II	1/2	小学校	25,555 円まで (※注)	25,555 円まで	12,777.5 円まで
		III	—	中学校	30,490 円まで (※注)	30,490 円まで	15,245 円まで
	体育実技用具費(学用品・通学用品購入費加算分)	I II	1/2	小学校	スキー	13,255 円まで (※注)	13,255 円まで
				中学校	柔道	3,825 円まで (※注)	3,825 円まで
				中学校	剣道	26,455 円まで (※注)	26,455 円まで
				中学校	スキー	19,015 円まで (※注)	19,015 円まで
	拡大教材費 (学用品・通学用品購入費加算分)	I II	1/2	小・中学校	1冊当たり 5,250 円まで (※注3により算定)	1冊当たり 5,250 円まで	1冊当たり 2,625円まで
		III	—	—	—	—	—
オンライン学習通信費		I	1/2	小・中学校	7,000円まで (※注)	7,000円まで	3,500円まで
		II III	—	—	—	—	—

注 1 国庫補助対象限度額については、レシート等での実費確認による算定のほか、事業の実施主体である自治体等が各地域や学校の保護者負担の実情等を踏まえ、通常必要とする学用品の購入費等について整理し、定額支給を行った場合も含まれる。

2 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、I 区分の就学予定者のうち生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者など特に支援を要する者への支給も補助の対象とすることができる。

3 拡大教材費（学用品・通学用品購入費加算分）は、ページ数（表紙を除く）×1ページ当たり単価（限度額42円）×1/2により算定する（1冊当たり5,250円を限度）。

4 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみを通学費として補助の対象とすることができる。

第2 都立高等学校の生徒のための経済的支援

1 奨学のための給付金

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費を助成する制度で、平成26年度から開始された補助事業である。対象は当該年度7月1日現在、高等学校等に在学する生徒を持ち、保護者が都内に住所を有し、所得要件を満たす世帯となっている。本事業を実施するために必要な経費について、その経費の一部が「奨学のための給付金に係る高等学校等修学支援事業費補助金」として国から交付されている。（国庫補助率1／3、都負担2／3）

2 東京都育英資金貸付事業

教育を受ける機会の拡充に寄与し、社会に貢献し得る人材の育成に資することを目的に、勉強意欲がありながら、経済的事由により修学困難な者に対し、修学上必要な学資金の一部の貸付を行っている。対象は、都内に住所を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校に在学する者だが、高等学校又は専修学校高等課程に進学を希望している中学第3学年を対象に、進学前にあらかじめ申し込むことができる予約奨学生の募集も行っている。

なお、「東京都育英資金貸付事業」は、独立行政法人日本学生支援機構（旧：日本育英会）が行っていた高校奨学金が都道府県に移管されたことを機に、都の奨学金事業との一本化が図られ、平成17年度以降は東京都から財団法人東京都私学財団（現：公益財団法人東京都私学財団）に移管された。日本育英会が行っていた高校奨学金以外の事業については、現在、独立行政法人日本学生支援機構（電話0570-666-301（ナビダイヤル））が継承している。

3 高等学校等就学支援金

高等学校等における教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、授業料について一定額を助成する。対象は、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）に在学し、所得要件を満たす世帯に属する生徒である。

なお、既に高等学校等を卒業したことのある者、標準修業年限（全日制36か月、定時制48か月）を超えて在学している者は、高等学校等就学支援金の対象外となる。

4 授業料免除

高等学校等における教育費の負担を軽減するために、都立高校等に通う生徒の授業料の全額を免除する。

対象は都立高校等に在学する生徒のうち、都内在住で、所得制限により高等学校等就学支援金の対象とならない生徒等である。

5 東京都立学校等給付型奨学金

家庭の経済状況にかかわらず、多様な教育活動に主体的に参加する機会を確保することを目的に、一年度当たりの給付限度額を上限に、生徒に必要な経費を保護者に代わり、東京都が支払う制度である。都単独事業として平成29年度から開始した。対象は都内の国公立高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（専攻科を含む。）に在学し、所得要件を満たす世帯に属する生徒である。

6 特別支援学校就学奨励事業

就学奨励事業は、特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を、保護者等の負担能力の程度に応じて支給するもので、保護者等の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的として、国庫補助事業として就学奨励事業を実施している（国がその経費の2分の1を負担）。

また、都単独事業を実施し、保護者等の負担軽減の拡大を図っている。

<支給要件>

(1) 支給段階の認定

次の区分により、保護者等の属する世帯の支給段階を認定する。

第Ⅰ段階 所得比率が1.50未満の世帯又は要保護・準要保護世帯

第Ⅱ段階 所得比率が1.50以上、2.50未満の世帯

第Ⅲ段階 その他の世帯

(注) 所得比率とは、世帯の所得月額を世帯の需要額（生活保護基準等から算出したもの）で除した比率をいう。

(2) 経費別支給要件

学部別支給段階別に、次のとおり支給する。

第3 災害等に伴う都立学校での受入れ・就学支援

都立学校では、以下の別表に示す災害等により被災・避難した幼児・児童・生徒を受け入れるとともに、教育活動に係る経費について支援を行っている。

1 都立学校での受入れ

(1) 入学者選抜・入学相談・入学者選考

全日制課程の都立高校入学者選抜並びに都立特別支援学校幼稚部及び高等部等の入学相談及び入学者選考においては、保護者と同居している者で、都内に住居を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者又は入学日までに保護者とともに都内に転入することが確実な者を応募資格の要件としている。

当該災害等の発生日現在、当該災害等による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができることとしている。

また、当該災害等に伴う被災者で、既に都内に避難し都内中学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができることとしている。

(2) 都立学校への転学

被災したことにより在籍する高等学校及び特別支援学校幼稚部又は高等部に通学することが困難となった幼児・児童・生徒から、都立学校への転学の希望があった場合、当該都立学校長は在籍者数及び入学時期にかかわらず、受け入れている。

2 就学支援

(1) 入学考査料及び入学料

上記1により受け入れた児童・生徒の都立学校の入学に伴う検査及び転学相談に当たっての入学考査料及び入学料については、東京都立学校の授業料等徴収条例第5条等に基づき免除する。

(2) 授業料及び通信教育受講料

上記1により受け入れた生徒に係る授業料及び通信教育受講料については、高等学校等就学支援金を優先して適用し、不認定となった者について、東京都立学校の授業料等徴収条例第5条等に基づき免除する。

(3) 東京都立高等学校等被災生徒支援給付金

被災地域から都立高等学校及び中等教育学校後期課程に転入学した者に対し、教育活動を行うために生ずる経済的負担を軽減するため、都立高等学校等における教育活動に必要な経費の一部（教科用図書購入費、修学旅行・移動教室等校外学習費等）を都単独事業として交付している。

(4) 東京都立特別支援学校被災児童・生徒受入支援事業補助金

被災地域から都立特別支援学校へ転入学した者に対し、被災地域からの避難による経済的負担を軽減するとともに就学の機会を確保するために、都立特別支援学校における教育活動等で必要となる経費の一部（通学費、教科用図書購入費、学用品等）を都単独補助事業として補助している。

別表

発生年	災 害 名 称
平成23年	東 日 本 大 震 災
平成28年	平成28年熊本地震
平成30年	平成30年 7 月豪雨
平成30年	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年	令和元年台風第19号
令和 2 年	令和 2 年 7 月豪雨
令和 6 年	令和 6 年能登半島地震